

住民税務課 ☎ 22-3039/ 住民生活課 ☎ 25-2511



9月末までの申請分がマイナポイント対象
マイナンバーカードの申請窓口

住民票取得や印鑑登録など公的な証明書の申請・契約時にマイナンバーが身分証になります。特に、免許証返納などで顔写真入りの身分証がない方にはおすすめです。役場窓口でも申請が可能です。

申請情報 顔写真は窓口で撮影できます

●窓口での申請受付場所

- ・本庁 住民税務課 住民チーム
- ・田代支所 住民生活課 民生チーム

●申請に必要なもの

- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）

スマートフォンでの申請やマイナポイント、保険証・公金口座との結び付けなどのお手伝いも随時受け付けています。

※マイナポイントの申請手続きは、本庁のみでの対応となります。

9月末までに申請されたマイナンバーカードを対象にマイナポイント第2弾を実施しています。

●お問い合わせ先

本庁 住民税務課 ☎ 0994-22-3039
支所 住民生活課 ☎ 0994-25-2511

教育課 ☎ 22-0517



第16回文化祭・生涯学習推進大会の
出演・出展団体の募集について

錦江町文化祭・生涯学習推進大会を新型コロナウイルス感染症対策の徹底のもとに、下記のとおり開催いたします。今年度から肝属地区広域文化祭の一環として、他市町団体の出演も予定しています。出演・出展を希望する個人・団体は、錦江町教育委員会生涯学習チームまでお申し込みください。なお、出演・出展の可否については実行委員会で審査のうえ決定いたします。

日程等情報

開催期間 ▶ 11月2日(水)～4日(金)まで

- ①舞台部門：3日(木) 9時～16時
- ②展示部門：2日(水)、3日(木) 9時～17時
4日(金) 9時～15時

開催場所 ▶ ①舞台部門：町文化センター
②展示部門：町総合交流センター2階 体育館

募集期間 ▶ 9月16日(金)まで

●お問い合わせ先

錦江町教育委員会 生涯学習チーム
☎ 22-0517

健康保険課 ☎ 22-3044



S37.4.2～S54.4.1 生まれの男性が対象
風しん抗体検査は翌年3月まで

風しんは、成人がかかると症状が重くなることがあります。また、妊娠初期の妊婦さんに感染させてしまうと、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障害が起こることがあります。対象者には、無料で風しんの抗体検査と予防接種を受けられるクーポンを送付しています。あなた自身と、これから生まれてくる世代の子どもを守るためにも、ぜひ風しん抗体検査と予防接種を受けてください。

実施内容 事前に医療機関への予約が必要です

●対象者

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日までに生まれた男性

●実施期間

令和5年3月31日まで

●抗体検査を受けるには

医療機関へ予約し、令和4年3月もしくはそれ以前に発行されたクーポンを持参し検査を受けてください。クーポンを紛失された方は再発行いたしますので、ご相談ください。

●予防接種対象者

風しん抗体検査を受けた結果、十分な量の抗体がないことが判明した方は、引き続き医療機関にて予防接種を受けてください。

●お問い合わせ先

健康保険課 健康増進チーム ☎ 22-3044

健康保険課 ☎ 22-3041



効果が発揮されず副作用を起こすことも
重複服薬・多剤服薬について

●重複服薬とは

複数の医療機関にかかっている場合に、同じ効能の薬が重複して処方され、服薬すること。

●多剤服薬とは

必要以上に多くの薬が処方され、4～6種類以上を服薬すること。

●問題点

- ・薬本来の効果が発揮されない
- ・薬の効き目が強くなりすぎる
- ・副作用を起こす可能性が高まる
- ・医療費が高くなる



●かかりつけの薬局を選ぶ

1つの薬局で管理することで複数の医療機関から同じ薬が処方されていることに気が付いたり、飲み合わせの悪い薬の処方を防ぐことができます。

●お薬手帳は1冊にまとめて持つ

お薬手帳の内容をもとに、薬剤師が重複服薬や副作用が起きないかなどをチェックしてくれます。お薬手帳を複数持っている場合、処方された薬の確認ができませんので、1冊にまとめて持ちましょう。

観光交流課 ☎ 28-2488



「トロピカルガーデンかみかわ」運営
3年間の指定管理者を募集

令和5年3月で指定期間が満了となる「トロピカルガーデンかみかわ」を管理運営する法人や団体と、厨房スペースの利用を希望する事業者を募集します。指定管理期間は3年間です。

募集要項の配布・質問受付

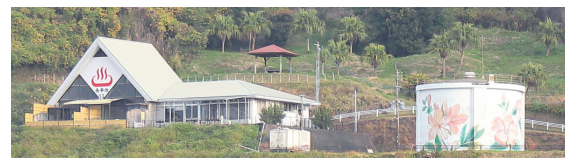
9月12日(日) » 22日(水)

申請書の受付期間

9月26日(日) » 10月5日(水)

募集要項等の配布は上記期間中に田代支所観光交流課及び本庁総務課で行っています。直接取りに来ていただくか、ホームページからダウンロードして観光交流課へ直接持参または郵送してください。

【選定方法】公募型プロポーザル(企画提案型)



- ①浴室、休憩室(厨房を除く)
- ②厨房スペース37㎡(有償貸付)

政策企画課 ☎ 22-3032



コミュニティ助成事業の利用団体を募集
宝くじ助成金で備品や施設整備

(財)自治総合センターでは、宝くじの収益を財源に、社会貢献事業としてコミュニティ助成事業を行っています。自治会や公民館の活動に必要な備品や集会施設の整備に活用できますので、希望される団体は政策企画課にご相談ください。

助成金額 ▶ 100万円～250万円

助成対象 ▶ 自治会・地区公民館

自治会や公民館が事業主体で、自主的に行うコミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備が対象となります。自治総合センターによる審査があり、申請しても必ず採択されるものではありません。

ンター、品を治→
ト、冷蔵、整備、前
ン、レ、備、年
タ、蔵、(エ、度
ー、庫、ア、は
、ビ、コ、木
、プ、備、場
リ、リ、自

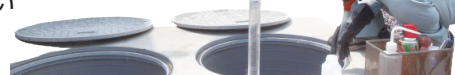


住民税務課 ☎ 22-3039



浄化槽の適正な維持管理のために
毎年1回浄化槽の法定検査を

浄化槽は「保守点検」、「清掃」、「法定検査」という維持管理が適正に行われることによって、私たちの生活から排出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。法定検査は、保守点検、清掃とは別に、毎年1回の検査が義務付けられています。



●定期検査(浄化槽法第11条)

浄化槽の保守点検及び清掃が適正に行われているか、また適正に使用され浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査し、併せて浄化槽から放流される水が基準以下のきれいな水になっているか、処理水を持ち帰り詳しい水質検査(BOD)を実施します。不適事項があれば、行政及び関係者が状況を把握するとともに早期にそれを是正することを目的としています。

●効率化による検査を実施(10人槽以下)

鹿児島県では、国が定める浄化槽ガイドライン検査から、検査内容を効率化した検査方法を実施しています。4年に1回の検査員による検査と4年に3回の採水員による検査を組み合わせ実施します。国の指導で、他県と同様に毎年検査することになりますが、1回あたりの検査手数料は引き下げられます。

●検査手数料(5～10人槽)

合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	検査頻度
基本検査 (ガイドライン検査) 5,000円	ガイドライン検査 4,000円	4年に1回
採水員検査 3,000円		4年に3回 (現在4年に1回)

※日程については、事前に(公財)鹿児島県環境保全協会からハガキでお知らせいたします。

※検査結果は、保健所、土木事務所、市町村役場に報告され、必要に応じて指導が行われます。なお、この検査を受けない場合は行政指導の対象となります。

●お問い合わせ先 鹿児島県環境保全協会
☎ 099-296-9000